

【資料3】

第50回全国育樹祭実施計画策定等業務委託 仕様書

1 業務名称

第50回全国育樹祭実施計画策定等業務委託

2 業務目的

令和9年に秋田県で第50回全国育樹祭を開催するにあたり、式典の内容や進行方法を盛り込んだ実施計画の策定、および第49回全国育樹祭次期開催地知事挨拶映像作成等を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 業務内容

業務内容は次の(1)から(3)とする。

(1) 実施計画の策定

実施計画に記載する項目は、おおむね下記ア～ケのとおりとし、第50回全国育樹祭秋田県実行委員会（以下「委託者」という）との協議を行い決定する。

ア 開催概要

イ お手入れ行事計画（お手入れ行事概要、会場整備等）

ウ 式典行事企画（式典行事の概要、アトラクション、式典会場整備、おもてなし広場等）

エ 懇談会（歓迎レセプション）計画

オ 併催行事計画（育林交流集会、全国緑の少年団活動発表大会）

カ 記念行事計画（森林・林業・環境機械展示実演会、その他の記念行事）

キ 運営計画（実施本部設置計画、参加者行動計画、受付計画、宿泊・輸送計画、警衛・警護計画、救護・衛生計画、消防・防災計画、雨天・荒天時等対応計画等）

ク 広報・協賛計画（広報・PR、記録、協賛等）

ケ 開催準備計画（リハーサル計画、開催スケジュール等）

(2) 関連映像の制作等

| 業務                   | 仕様  |
|----------------------|---|
| 第49回全国育樹祭次期開催地知事挨拶映像 | 1 映像の仕様<br>(1) ナレーションあり<br>(2) BGMあり<br>(3) 3分程度<br><br>2 映像の構成<br>(1) 第50回全国育樹祭の開催理念や大会テーマを踏まえた内容とすること<br>(2) 映像は、次期開催地の紹介にふさわしい仕上がりとする。また、秋田県の魅力が十分に表現され、第50回全国育樹祭への関心と参加意欲を醸成する映像にすること。<br>(3) 挨拶の構成は今後、委託者より提示する。 |

【資料3】

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
|                                      | <p>(4) 映像素材は原則として受託者側が準備すること。(素材の一部は委託者より提供)</p> <p>3 映像制作の留意点</p> <p>(1) 企画に当たっては、事前に委託者と十分調整すること。</p> <p>(2) 台本、コンテンツ等は、事前に委託者に提出し、十分調整すること。委託者から修正等を求められた場合は、速やかに修正を行うこと。</p> <p>(3) 委託者との調整を経た台本に基づき、映像素材の調査・収集、撮影等を行い、完成させること。</p> <p>(4) 新規撮影する場合は、事前に撮影計画を作成し、撮影方針や対象等について委託者と調整すること。また、あらかじめ関係機関と十分な調整を行い、手続等の撮影に必要な一切の業務を受託者で行うこと。</p> <p>(5) 制作に必要な機材、備品及び消耗品等は、受託者が用意すること。</p> <p>(6) 最終版の知事挨拶文に合わせた映像となるよう、委託者へ制作途中の映像等を随時共有・確認しながら制作を進め、委託者の承認を得た上で完成すること。</p> <p>また、委託者が修正を求めた場合は、速やかに対応すること。</p> |
| <p>第50回全国育樹祭の式典等で使用する映像の素材収集及び撮影</p> | <p>1 映像素材の撮影及び収集</p> <p>(1) 式典等で使用する映像素材の収集を行うこと。また、既存映像素材の活用ができず、令和8年度中に新たに撮影が必要なものについて撮影を行うこと。</p> <p>(2) 撮影回数は3回程度とすること。</p> <p>2 映像撮影の留意点</p> <p>新規撮影する場合は、事前に撮影計画を作成し、撮影方針や対象等について委託者と調整すること。また、関係機関との調整を十分に行い、手続等々の撮影に必要な一切の業務を受託者で行うこと。</p>  |

(3) 概算経費の積算

実施計画に基づく内容で第50回全国育樹祭を開催するために必要と想定される業務に係る経費について漏れなく計上すること。

5 成果物の納品及び納期

(1) 納品物及び期限

| 納品物               | 期限                | 提出方法                   |
|-------------------|-------------------|------------------------|
| 実施計画の原稿及び使用した図等素材 | 令和9年3月5日(金)       | 電子データ<br>(CDまたはDVD、2枚) |
| 第49回全国育樹祭次期開      | 素案 : 令和8年8月10日(月) | 電子データ                  |

### 【資料3】

|                          |                  |                        |
|--------------------------|------------------|------------------------|
| 催地知事挨拶映像                 | 最終版：令和8年9月11日（金） | （CDまたはDVD、2枚）          |
| 第50回全国育樹祭運営等業務（仮称）の概算見積り | 令和8年8月31日（月）     | 電子データ<br>（CDまたはDVD、2枚） |

#### （2）納品場所

第50回全国育樹祭秋田県実行委員会  
（秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室内）

#### 6 実施上の留意点

- （1）受託者は、本件委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （2）受託者は、本契約の調整、準備、実施等あらゆる事項に係る支払業務を行うこと。また、それらに係る費用は委託料に含むものとする。
- （3）本業務に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- （4）本業務の履行に当たっては、最新の法令等を遵守すること。
- （5）成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき自由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （6）本業務完了後に受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

#### 7 著作権等

受託者は、受託業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、受託者は、成果物に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

#### 8 秘密保持

- （1）受託者は、本契約上の債務履行に関して事務局から受領し、またはその他の方法により知り得た一切の事実及び情報について、秘密情報として管理し、事前に事務局の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- （2）受託者は、前号における秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- （3）受託者は、事務局から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を行うこととする。

### 【資料3】

#### 9 資料等の貸与

- (1) 委託者は保有する行政資料等について、本業務に必要と認められる場合は受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された行政資料等がなくなつた場合は、直ちに返却しなければならない。

#### 10 その他

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定める。